

事業再構築補助金について

九州経済産業局 産業部 経営支援課

1. 事業目的、申請要件

- ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。
- コロナの影響で厳しい状況にある中小企業、中堅企業、個人事業主、企業組合等を対象とします。申請後、審査委員が審査の上、予算の範囲内で採択します。

主要申請要件

(1) 売上が減っている

- 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。
- 売上高に代えて、付加価値額を用いることも可能です。詳しくは公募要領をご参照ください。

(2) 事業再構築に取り組む

- 事業再構築指針に沿った新分野展開、業態転換、事業・業種転換等を行う。

(3) 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

- 事業再構築に係る事業計画を認定経営革新等支援機関と策定する（P13参照）。補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関（銀行、信金、ファンド等）も参加して策定する。金融機関が認定経営革新等支援機関を兼ねる場合は、金融機関のみで構いません。
- 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(グリーン成長枠は5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(同上5.0%)以上増加の達成を見込む事業計画を策定する。

2. 申請類型と補助額、補助率

- 各応募枠ごとに従業員数等により補助金上限額が異なる。
- 「大規模賃金引上枠」「グリーン成長枠」では上限額、「回復再生応援枠」「最低賃金枠」「緊急対策枠」では補助率の優遇措置を実施。

| 申請類型 | 対象（従業員数等） | 補助額 | 補助率 |
|----------|--------------------------|---------------|--|
| 通常枠 | 20人以下 | 100万円～2,000万円 | 中小企業：2/3(6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2(4,000万円超は1/3) |
| | 21～50人 | 100万円～4,000万円 | |
| | 51人～100人 | 100万円～6,000万円 | |
| | 101人以上 | 100万円～8,000万円 | |
| 大規模賃金引上枠 | 従業員数101人以上の 中小企業・中堅企業 | 8,000万円超～1億円 | 中小企業：2/3(6,000万円超は1/2) 中堅企業：1/2(4,000万円超は1/3) |
| 回復再生応援枠 | 5人以下 | 100万円～500万円 | 中小企業：3/4 中堅企業：2/3 |
| | 6～20人 | 100万円～1,000万円 | |
| | 21人以上 | 100万円～1,500万円 | |
| 最低賃金枠 | 5人以下 | 100万円～500万円 | 中小企業：3/4中堅企業：2/3 |
| | 6～20人 | 100万円～1,000万円 | |
| | 21人以上 | 100万円～1,500万円 | |
| グリーン成長枠 | 中小企業 | 100万円～1億円 | 1/2 |
| | 中堅企業 | 100万円～1.5億円 | 1/3 |
| 緊急対策枠 | 5人以下 | 100万円～1,000万円 | 中小企業：3/4中堅企業：2/3 |
| | 6～20人 | 100万円～2,000万円 | |
| | 21～50人 | 100万円～3,000万円 | |
| | 51人以上 | 100万円～4,000万円 | |

3. 令和4年度第2次補正予算

中小企業等事業再構築促進事業

①②③④中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課
⑤地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

令和4年度補正予算額 **5,800 億円**

事業の内容

事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や賃上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設

新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。

②成長枠（旧通常枠）の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設

成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。

③産業構造転換枠の創設

国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。

④最低賃金枠の継続

最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。

⑤サプライチェーン強靱化枠の創設

海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

| 国 | 補助 (基金積増) | 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 | 補助 (1/2,2/3等) | 中小 企業等 |
|---|--------------|---|-------------------------------|-----------|
| 申請類型 | | 補助上限額(※1) | 補助率 | |
| 物価高騰対策・回復再生応援枠 (引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援) | | 1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円(※3) | 中小2/3(一部3/4)、 中堅1/2(一部2/3) | |
| 成長枠(※2) (大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援) | | 2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※3) | 中小1/2、 中堅1/3(※4) | |
| グリーン成長枠(※2) (研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に 資する取組を行う事業者に対する支援) | | <エントリー> 中小：4,000万円、6,000万円、 8,000万円(※3) 中堅：1億円 <スタンダード> 中小：1億円、中堅：1.5億円 | 中小1/2、 中堅1/3(※4) | |
| 産業構造転換枠 (構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業 再構築に対する支援) | | 2,000万円、4,000万円、 5,000万円、7,000万円(※3) 廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ | 中小2/3、 中堅1/2 | |
| 最低賃金枠 (最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が 困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援) | | 500万円、1,000万円、1,500万 円(※3) | 中小3/4、 中堅2/3 | |
| サプライチェーン強靱化枠 (海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプ ライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組 を行う事業者に対する支援) | | 5億円 | 中小1/2 中堅1/3 | |

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠
(卒業促進枠) 又は継続的な賃金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠 (大規模賃金引上促進
枠) に応募可能。(※3) 従業員規模により異なる
(※4) 補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり
付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

4. 事業再構築補助金の見直し・拡充（令和4年度第二次補正予算）

1. 成長枠の創設

新設

市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する「**成長枠**」を創設する。

2. グリーン成長枠の拡充

見直し

グリーン成長枠について、研究開発等の要件を緩和した類型「**エントリー**」を創設する。

3. 大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

大胆な賃上げや、**中小企業等からの卒業**に取り組む場合、**更なるインセンティブ**（補助率・補助上限の引き上げ）を措置する。

4. 産業構造転換枠の創設

新設

市場規模の縮小により、**事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者**を重点的に支援する**産業構造転換枠**を創設する。

5. サプライチェーン強靱化枠の創設

新設

海外で製造する製品・部品等の国内回帰を進め、**国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組**を行う事業者を支援する**サプライチェーン強靱化枠**を創設する。

6. 業況が厳しい事業者への支援

見直し

継続

コロナや物価高等により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**する。

7. 一部申請類型における複数回採択

継続

新設

グリーン成長枠に加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠**についても、所定の要件を満たした場合、**2回目の申請を認める**。

5. 事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

| 類型 | 最低賃金枠 | 物価高騰対策・回復再生応援枠 | 産業構造転換枠 | 成長枠 | グリーン成長枠 | | サプライチェーン強靱化枠 |
|------|------------------------------|---|--------------------------------|------------------------|--|------------------|---|
| | | | | | エントリー | スタンダード | |
| 対象 | 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者 | 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者 | 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者 | 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者 | 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者 | | 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者 |
| 補助上限 | 最大 1,500万円 | 最大 3,000万円 | 最大 7,000万円 | 最大 7,000万円 | 最大 8,000万円 (中堅1億円) | 1億円 (中堅1.5億円) | 最大 5億円 |
| 補助率 | 3/4 | 2/3 (一部3/4) | 2/3 | 1/2 (大規模賃上げ達成で2/3へ引上げ) | | 1/2 | |

業況が厳しい事業者向け

成長・賃上げのインセンティブ

- 大規模賃金引上：上限3,000万円上乘せ
- 中小企業等からの卒業：上限を2倍に引上げ

6-1. 成長枠の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

必須要件（全枠共通）

A事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
B補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠により異なる）以上増加 又は
従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0~5.0%（申請枠により異なる）以上増加

成長枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 取り組む事業が、過去~今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属していること
- ② 事業終了後3~5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させること

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）

また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

6-2. 成長枠の創設

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、売上高減少要件を撤廃。

補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---------|---------|---|
| 20人以下 | 2,000万円 | 【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3） 【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2） ※事業終了時点で、①事業場内最低賃金+45円、②給与支給総額+6%を達成すること。 |
| 21～50人 | 4,000万円 | |
| 51～100人 | 5,000万円 | |
| 101人以上 | 7,000万円 | |

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（卒業促進枠）又は継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模賃金引上促進枠）に同時応募可能

7. 産業構造転換枠の創設

- 国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- 対象経費に廃業費を追加し、廃業費がある場合は補助上限額を上乗せする。

産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

- ①過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属していること
- ②地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域に属しており、当該基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）

又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額（※） | 補助率 |
|---------|----------|--------------------------|
| 20人以下 | 2,000万円 | 【中小企業】 2/3 【中堅企業】 1/2 |
| 21～50人 | 4,000万円 | |
| 51～100人 | 5,000万円 | |
| 101人以上 | 7,000万円 | |

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

8. サプライチェーン強靱化枠の創設

- **海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に取り組む事業者**を対象として「**サプライチェーン強靱化枠**」を新設し、**補助上限額を最大5億円**まで引き上げて支援。

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

全枠共通の必須要件（Bについては付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件を満たすこと

- ① **国内回帰**の取組であること
- ② 取引先から**国内での生産（増産）要請**があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
- ③ 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※2）**に属していること
（※2）対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）
- ④ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1) 経済産業省が公開する**D X 推進指標**を活用し、**自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出**していること。
 - (2) IPAが実施する「**SECURITY ACTION**」の「**★★ 二つ星**」の宣言を行っていること。
- ⑤ 交付決定時点で、**設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと**。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
- ⑥ 事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に**給与支給総額を年率2%以上増加**させる取組であること
- ⑦ 「**パートナーシップ構築宣言**」ポータルサイトにて、**宣言を公表**していること。

補助上限額・補助率

| 補助上限額 | 補助率 |
|------------------------|----------------------|
| 5億円 ※建物費を含まない場合は3億円 | 中小企業 1/2 中堅企業 1/3 |

（※1）今後、事業再構築指針で示す「国内回帰」の類型に該当する必要がありません。事業再構築指針の他の5類型では、「サプライチェーン強靱化枠」に申請できません。なお、海外の生産拠点を閉じることは要件としておりません。

9. スケジュール

令和4年度第二次補正予算にかかる公募

令和5年3月下旬頃公募開始予定

令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定

※最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限り、2022年12月2日以降の事前着手を認めます。

参考：第9回公募（公募中）

公募開始：令和5年1月16日（月）

応募締切：令和5年3月24日（金）18:00

採択発表：令和5年6月上旬～中旬頃

※第8回公募の採択発表は第9回公募の応募締切り後を予定しており、**第8回公募で申請された場合、第9回公募での申請はできません。**

ご清聴ありがとうございました

【当局お問い合わせ先】

九州経済産業局 産業部 経営支援課

担当：阿部、中岡、古賀

TEL 092-482-5444 FAX 092-482-5396

E-mail kyushu-saikouchiku@meti.go.jp